

徳 島 県  
一般診療科医と精神科医の  
連携に関する手引き

令和3年10月

徳島県医師会  
徳島県精神科病院協会  
徳島県精神神経科診療所協会  
徳島県保健福祉部

# Contents

●一般診療科医と精神科医の連携方法について	
1. 目的	1
2. 対象	
3. 精神科医への紹介	
4. 一般診療科医、精神科医の役割分担	2
5. 精神科紹介時の患者への説明事項	3
6. 紹介の方法	
7. 一般診療科医から精神科医への診療情報提供	4
8. 精神科医から一般診療科医への診療情報提供	
●一般診療科医と精神科医への紹介のめやす	5
●様式1 診療情報提供書	6
様式2 診療情報提供書・返信用	7
●精神科医療機関一覧	8
●徳島県関係機関一覧	11

## 1 目的

この紹介システムは、一般診療科医と精神科医の連携方法を明確にし、精神疾患患者の早期発見・早期治療につながることを目的とする。

## 2 対象

この紹介システムは、精神疾患の疑いがある患者とする。

## 3 精神科医への紹介

一般診療科医は、精神疾患スクリーニングを可能な範囲で実施し、治療方法を判断する。

※うつ病のサインとしてよくみられる症状

①不眠が2週間以上継続している

②身体症状（倦怠感、食欲低下、頭痛、腰痛等）があり、通常の治療では治りにくい

### (1) 精神疾患スクリーニングの実施

実施前には患者に「ストレスが溜まっている可能性がありますので、その様子を確認してみましょう」など、スクリーニングの必要性を説明する。

下記の症状がある場合に「レ」点を入れる。

《うつ病》

- 2週間以上続く不眠
- 食欲低下
- 易疲労感
- 気分の落ち込み
- 自殺についての考え

A) 該当項目が多く、患者の同意が得られる場合

→ 精神科を紹介（電話で予約を取り、診療情報提供書を書く）

B) 該当項目は多いが、患者の同意が得られない場合

→ 抗うつ剤等を1か月間投与し、効果が無ければ精神科を紹介

C) 該当項目が少ない場合

→ 経過観察

#### 《その他の症状》

- 同じ行動を繰り返し日常生活に支障をきたす
- 1日中続く強い不安
- 訂正不能な心氣的訴え
- 動悸や過呼吸等の発作による「死んでしまうのではないか」という不安
- 認知症に伴う興奮・暴力
- その他の精神的な症状

A) 該当項目があり、患者の同意が得られる場合

→ 精神科を紹介（電話で予約を取り、診療情報提供書を書く）

B) 該当項目があるが、患者の同意が得られない場合

→ 経過をみて、1か月後にも症状が持続または増悪すれば精神科を紹介

(2) 緊急性があり、早期の紹介が望ましいと考えられる場合

(精神疾患スクリーニングの実施を必要としない)

- ①強い自殺念慮がある患者
- ②幻覚・妄想の症状が認められる患者
- ③躁状態を呈している患者
- ④産後うつなど、重症化しやすいと考えられる患者

## 4 一般診療科医、精神科医の役割分担

(1) 一般診療科医は精神疾患の患者を早期発見・早期治療に結びつけるため、精神疾患スクリーニングを実施し、状況に応じてタイムリーに精神科医を紹介する。

なお、身体疾患の治療は継続するとともに、一般診療科で治療可能な精神疾患であれば、精神科医のアドバイスを受けながら、抗うつ剤等による治療を実施する。

(2) 精神科医は、一般診療科医から紹介された患者を診断し、一般診療科で治療可能な精神疾患であれば、一般診療科医に治療について適宜アドバイス等をする。一般診療科で治療が困難な精神疾患であれば、精神科での治療を実施し、治療状況等を一般診療科へ適宜報告する。

## 5 精神科紹介時の患者への説明事項

患者に精神科受診を勧める時には、以下の事項に配慮し、患者の気持ちを和らげるように努める。

- (1) 「心の不調があるかもしれないので、専門家に診てもらいましょう」など、精神科を受診する必要があること。
- (2) 心の病気は誰もがかかる可能性があること。
- (3) 精神疾患は、薬での治療が有効であること。
- (4) 精神科を受診後も、身体疾患については引き続き一般診療科で治療可能であり、精神疾患の治療についても安定したら一般診療科でも対応可能であること。
- (5) 患者が精神科への受診に抵抗がある場合には、本人の同意を得た上で、家族に受診の必要性について説明し協力を得る。

## 6 紹介の方法

一般診療科医が精神科医に患者を紹介する場合には、以下の点に留意する。

- (1) 一般診療科医は、紹介先の精神科医療機関に、患者の症状など様式1の診療情報提供書を作成し、患者に手渡す。  
(可能であれば電話連絡をして予約まで行うことが望ましい) (※1)
- (2) 精神科医療機関は、診療情報提供書を元に診察を行う。

※1 精神科以外の診療科を標榜する保険医療機関が、入院中の患者以外について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、患者の同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関に当該患者を紹介した場合に算定できる精神科医連携加算(200点)は、1か月以内の受診日を予約することが条件となっている。また、予約した受診日を診療録に記載することが必要である。ただし、予約した受診日をレセプトに記載する必要はない。

## 7 一般診療科医から精神科医への診療情報提供

(別添様式1 他の様式でも可)

一般診療科医から精神科医への診療情報提供書には、以下の内容を可能な範囲で記載する(様式は、「徳島県健康づくり課及び精神保健福祉センターのHP」よりダウンロード出来る。)

- (1) 主訴・経過
- (2) 治療内容
- (3) 既往歴
- (4) 症状
- (5) 特記事項
- (6) フォローについての希望

## 8 精神科医から一般診療科医への診療情報提供

(別添様式2 他の様式でも可)

精神科医は、初回診察終了後、診察の状況を一般診療科医に返信する。返信事項は以下の事項とする。(様式は、「徳島県健康づくり課及び精神保健福祉センターのHP」よりダウン

□ ード出来る。)

- (1) 診断名
- (2) 病状
- (3) 今後の方針
- (4) 処方内容
- (5) 備考

# 一般診療科医から精神科医への紹介のめやす

かかりつけ医療機関

【精神疾患スクリーニング】

【重症例】

## 《うつ病》

- 2週間以上続く不眠
- 食欲低下
- 易疲労感
- 気分の落ち込み
- 自殺についての考え

## 《その他の症状》

- 同じ行動を繰り返し日常生活に支障をきたす
- 1日中続く強い不安
- 訂正不能な心氣的訴え
- 動悸や過呼吸等の発作による「死んでしまうのではないか」という不安
- 認知症に伴う興奮・暴力

※ 《うつ病》の症状が多い場合、又は  
《その他の症状》があると考えられる場合

- 強い自殺念慮
- 幻覚・妄想
- 躁状態 等

専門医への受診の必要性を十分に説明

同意が得られない場合

かかりつけ医療機関で経過をみる  
症状が持続または増悪する場合、  
再度受診について説明する。

同意が得られた場合

緊急性があると判断し、  
専門医への受診の必要性を十分に説明

精神科専門医療機関を受診（診療情報提供書を作成）

## 精神科医療機関への診療情報提供書

紹介先医療機関名

年 月 日

病院・医院・クリニック

先生 御侍史

医療機関名 / 担当科

所在地

TEL / FAX

医師氏名

印

患者	氏名	フリガナ	生年		性別		
			月日	年 月 日( 歳)	男 ・ 女		
	住所					職業	

**【主訴・経過】**

**【治療内容】**

**【既往歴】**

**【症状(複数選択可)】**

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>《うつ病》</p> <p><input type="checkbox"/> 気分の落ち込み</p> <p><input type="checkbox"/> 易疲労感</p> <p><input type="checkbox"/> 食欲低下</p> <p><input type="checkbox"/> 自殺についての考え</p> <p><input type="checkbox"/> 2週間以上続く不眠</p> | <p>《その他の症状》</p> <p><input type="checkbox"/> 同じ行動を繰り返し日常生活に支障をきたす</p> <p><input type="checkbox"/> 1日中続く強い不安</p> <p><input type="checkbox"/> 訂正不能な不定愁訴</p> <p><input type="checkbox"/> 動悸や過呼吸等の発作による「死んでしまうのではないか」という不安</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症に伴う興奮・暴力</p> | <p>《重症例》</p> <p><input type="checkbox"/> 強い自殺念慮</p> <p><input type="checkbox"/> 幻覚・妄想</p> <p><input type="checkbox"/> 躁状態 等</p> <p>《その他》</p> <p style="text-align: center;">( )</p> |
|--|---|---|

**【特記事項】**

**【フォローについての希望】**

- できればかかりつけ医に戻してほしい
- そのまま専門医に診てほしい
- ご本人や家族の希望に任せたい



## 診療情報提供書・返信用

年 月 日

病院・医院・クリニック

先生 御侍史

医療機関名 / 担当科

所在地

TEL / FAX

医師氏名

印

患者	氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日( 歳)	性別	男 ・ 女
	住所					職業

【診断名】
【病 状】
【今後の方針】
【処方内容】
【備 考】



# 1 精神科医療機関

## (1) クリニック・診療所

保健所 管 轄	名称	所在地	問い合わせ先
徳 島 保健所	田宮メンタルクリニック	〒770-0003 徳島市北田宮3丁目1-11	電 話 088-678-3232 ファクシ 088-678-3232
	あいざとパティオクリニック	〒770-0042 徳島市蔵本町2丁目30-1 パティオ蔵本2階	電 話 088-634-1881 ファクシ 088-634-1880
	宮内クリニック	〒770-0047 徳島市名東町2丁目660-1	電 話 088-633-5535 ファクシ 088-633-8835
	鈴木医院	〒770-0812 徳島市北常三島町1丁目18番地	電 話 088-622-1027 ファクシ 088-622-2755
	徳島シーガルクリニック	〒770-0832 徳島市寺島本町東1丁目30	電 話 088-652-6837 ファクシ 088-652-6838
	やまぐちメンタルクリニック	〒770-0832 徳島市寺島本町東3丁目5-1 プライム5階	電 話 088-653-6557 ファクシ 088-653-6581
	敬愛クリニック	〒770-0846 徳島市南内町1丁目64-2	電 話 088-652-2271 ファクシ 088-652-2271
	たけひさ医院	〒770-0862 徳島県徳島市安宅一丁目8番37号	電 話 088-623-0484 ファクシ 088-678-7816
	枝川クリニック	〒770-0864 徳島市大和町2丁目3番51号	電 話 088-653-1131 ファクシ 088-653-1131
	富田橋クリニック	〒770-0937 徳島市富田橋5丁目22番地	電 話 088-622-2177 ファクシ 088-622-2466
	博愛クリニック	〒779-3116 徳島市国府町池尻字西塚むさ323-1	電 話 088-661-2726 ファクシ 088-661-2726
	今井メンタルクリニック	〒772-0001 鳴門市撫養町黒崎字八幡113-	電 話 088-683-1552 ファクシ 088-683-1553
鳴門メンタルクリニック ココロカル	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜558	電 話 088-624-7700 ファクシ 088-624-8857	

保健所 管 轄	名称	所在地	問い合わせ先
	いやしの杜クリニック	〒771-1220 鳴門市撫養町小桑島字前浜 199 番地	電 話 088-676-2600 ﾌｻｸｼﾝｼ 088-676-2602
	渚クリニック	〒773-0203 小松島市前原町字東 19-3	電 話 0885-32-1705
	川村医院	〒779-3245 名西郡石井町浦庄字上浦 154-4	電 話 088-674-0120 ﾌｻｸｼﾝｼ 088-674-5714
	クリニック釈羅	〒771-0220 板野郡陸公茂町広島字鎌の先 22	電 話 088-699-5229 ﾌｻｸｼﾝｼ 088-699-5289
	つかさクリニック	〒771-0203 板野郡北島町中村字上地 8-1	電 話 088-697-2323 ﾌｻｸｼﾝｼ 088-697-2371 ※初診のみ予約要
吉野川 保健所	あいざと山川クリニック	〒779-3403 吉野川市山川町字前川 200-2	電 話 0883-42-8811 ﾌｻｸｼﾝｼ 0883-42-8812
阿 南 保健所	けんなんメンタルクリニック	〒774-0013 阿南市日開野町筒路 15-1 阿南開発ビル5 階	電 話 0884-23-6522 ﾌｻｸｼﾝｼ 0884-23-6522
	岩城クリニック	〒774-0014 阿南市学原町上水田 11 番地 1	電 話 0884-23-5600 ﾌｻｸｼﾝｼ 0884-22-1780



## (2) 病院

保健所 管 轄	名称	所在地	問い合わせ先
徳 島 保健所	徳島大学病院	〒770-8503 徳島市蔵本町2丁目50-1	電 話088-631-3111(代) ファクシ 088-633-7480 (精神科外来)
	徳島県立中央病院	〒770-8539 徳島市蔵本町1丁目10-3	電 話 088-631-7151 ファクシ 088-631-8354
	むつみホスピタル	〒770-0005 徳島市南矢三町3丁目11-23	電 話 088-631-0181 ファクシ 088-631-0186
	そよかぜ病院	〒770-0047 徳島市名東町2丁目650-35	電 話 088-631-5135 ファクシ 088-631-1082
	TAOKA こころの医療センター	〒770-0862 徳島市城東町2丁目7-9	電 話 088-622-5556 ファクシ 088-655-5157
	第一病院	〒770-8007 徳島市新浜本町1丁目7-10	電 話 088-663-1122 ファクシ 088-663-1255
	城南病院	〒771-4261 徳島市丈六町行正27-1	電 話 088-645-0157 ファクシ 088-645-0061
	虹の橋 葵ホスピタル	〒771-4266 徳島市八多町小倉76	電 話 088-645-2233 ファクシ 088-645-1705
	南海病院	〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	電 話 088-687-0311 ファクシ 088-687-0844
	鳴門シーガル病院	〒771-0361 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井57	電 話 088-688-0011 ファクシ 088-688-0314
	ほのほのホスピタル	〒771-0212 板野郡松茂町中喜来字群恵216-1	電 話 088-699-5115 ファクシ 088-665-2653
藍里病院	〒771-1342 板野郡上板町佐藤塚字東288-3	電 話 088-694-5151 ファクシ 088-694-5321	
阿 南 保健所	杜のホスピタル	〒774-0017 阿南市見能林町築溜1-1	電 話 0884-22-0218 ファクシ 0884-23-0372
美 波 保健所	富田病院	〒779-2306 海部郡美波町西河内字月輪129-4	電 話 0884-77-0368 ファクシ 0884-77-2583
美 馬 保健所	折野病院	〒771-2103 美馬市美馬町字加月25	電 話 0883-63-2569 ファクシ 0883-63-2569
	桜木病院	〒779-3620 美馬市脇町木ノ内3763	電 話 0883-52-2583 ファクシ 0883-52-0204
三 好 保健所	秋田病院	〒778-0020 三好市池田町州津堂面215	電 話 0883-72-0743 ファクシ 0883-72-3736
	ゆうあいホスピタル	〒779-4703 三好郡東みよし町中庄728番地1	電 話 0883-82-1100 ファクシ 0883-82-6511

## 徳島県健康づくり課

名称	所在地	問い合わせ先
徳島県保健福祉部 健康づくり課 こころの健康担当	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	電話 088-621-2225 ファクシミリ 088-621-2841

## 徳島県精神保健福祉センター

名称	所在地	問い合わせ先
徳島県精神保健福祉センター	〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80	電話 088-625-0610 ファクシミリ 088-652-2327

## 徳島県保健所一覧

名称	所在地	問い合わせ先	管轄市町村
東部保健福祉局	徳島保健所 〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80	電話 088-602-8905 ファクシミリ 088-652-9334	徳島市、鳴門市、 小松島市、勝浦町、 上勝町、佐那河内村、 石井町、神山町、 松茂町、北島町、 藍住町、板野町、上板町
	吉野川保健所 〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島106-2	電話 0883-36-9019 ファクシミリ 0883-22-1760	吉野川市 阿波市
南保健福祉総合社 県環境民境局	阿南保健所 〒774-0011 阿南市領家町野神319	電話 0884-28-9878 ファクシミリ 0884-22-6404	阿南市 那賀町
	美波保健所 〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	電話 0884-74-7375 ファクシミリ 0884-74-7365	牟岐町 美波町 海陽町
西保健福祉総合社 県環境民境局	美馬保健所 〒777-0005 美馬市六吹町六吹字明連23	電話 0883-52-1016 ファクシミリ 0883-53-9446	美馬市 つるぎ町
	三好保健所 〒778-0002 三好市池田町マチ2542-4	電話 0883-72-1123 ファクシミリ 0883-72-6884	三好市 東みよし町

### 問い合わせ先

徳島県保健福祉部健康づくり課

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2225

FAX 088-621-2841